

1 背景

近年、本県を含め全国的に外国資本等による水源地域の土地買収や開発行為等が発生し、地域に不安が生じている。
他道府県では、水源地域の土地の所有者や利用状況を把握する条例を設けて対応しており、本県でも、水源の水質や水量を損なうおそれが生じた際に素早く対応できるよう、水源地域保全条例を制定する。

2 届出制度

対象区域	森林及びその周辺の区域等であって、知事が指定した区域
対象行為	土地について次の権利を移転又は設定する契約の締結 ① 所有権 ② 地上権 ③ 地役権 ④ 賃借権 ⑤ 使用貸借による権利
対象外	① 土地の面積が0.5ha未満の契約 ② 契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、森林整備法人、道路公社、土地開発公社、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合 ③ 非常災害のために必要な応急措置として行われる契約 ④ 農地法第3条第1項の許可を要する契約又は同項各号のいずれかに該当する契約
届出内容	契約の当事者の氏名、住所、土地の利用目的等
届出の流れ	<pre> graph LR subgraph Parties B[買主・借主] S[売主・貸主] end P[県] C[市町村] B -- "⑥ 助言内容伝達" --> S S -- "① 届出（契約締結 6週間前まで）" --> P P -- "② 届出内容通知" --> C C -- "③ 意見聴取" --> P C -- "④ 意見" --> P P -- "⑤ 助言" --> B P -- "⑦ 報告の徴収 ⑧ 立入調査" --> P P -- "⑨ 必要な措置を行うよう勧告" --> P P -- "⑩ 勧告に従わなかった旨及び当該勧告の内容公表 ⑪ 5万円以下の過料" --> P </pre> 【土地売買等の契約】 買主・借主 ← ⑥ 助言内容伝達 → 売主・貸主 ① 届出（契約締結 6週間前まで） → 県 ② 届出内容通知 → 市町村 市町村 → ③ 意見聴取 → 県 市町村 → ④ 意見 → 県 県 → ⑤ 助言 → 買主・借主 県 → ⑦ 報告の徴収 ⑧ 立入調査 県 → ⑨ 必要な措置を行うよう勧告 ⑨ に従わない場合 必要に応じて ⑩ 勧告に従わなかった旨及び当該勧告の内容公表 ⑪ 5万円以下の過料 ※②～⑥の前後問わず実施可

3 立入調査等制度

対象区域	森林及びその周辺の区域等であって、知事が指定した区域
対象者	土地について次の権利を有する者 ① 所有権 ② 地上権 ③ 地役権 ④ 賃借権 ⑤ 使用貸借による権利
実施基準	この条例の目的を達成するため必要があると認めるとき
立入調査等の流れ	<pre>graph LR A[市町村] -- "① 情報提供 ③ 意見" --> B[県] B -- "必要に応じて ② 意見聴取" --> A C[県民等] -- "① 情報提供" --> B B -- "必要に応じて ④ 助言" --> D[土地所有者等] B --> E[] E -- "必要に応じて ⑤ 報告の徴収 ⑥ 立入調査" --> F[必要に応じて ⑦ 必要な措置を行うよう勧告] F -- "⑦に従わない場合 必要に応じて" --> G[⑧ 勧告に従わなかった旨及び当該勧告の内容公表 ⑨ 5万円以下の過料] E --- H["※①～④の前後問わず実施可"]</pre> 必要に応じて ⑤ 報告の徴収 ⑥ 立入調査 必要に応じて ⑦ 必要な措置を行うよう勧告 ⑦に従わない場合 必要に応じて ⑧ 勧告に従わなかった旨及び当該勧告の内容公表 ⑨ 5万円以下の過料 ※①～④の前後問わず実施可